

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年9月24日（水）午前10時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	時任英寛君	副委員長	宮本明彦君
委員	徳田修和君	委員	中村満雄君
委員	植山利博君	委員	今吉歳晴君
委員	蔵原勇君	委員	宮内博君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

生活環境部長	塩川剛君	環境衛生課長	中馬吉和君
衛生施設課長	梅北悟君	生活環境政策G長	宝徳太君
廃棄物対策G長	山元辰実君	施設整備G長	楠元聡君
施設管理G長	池之上徳幸君	施設管理G主任技師	榎並勝君
廃棄物対策G主査	松崎義美君		
部長	花堂誠君	保健福祉政策課長	上脇田寛君
健康増進課長	隈元悟君	すこやか保健センター所長	安田ゆう子君
子育て支援課長	田上哲夫君	長寿・障害福祉課長	小松太君
保健福祉政策課長補佐	新窪政博君	健康増進課長補佐	島木真利子君
子育て支援課主幹	竹下里美君	障害福祉G長	福永義二君

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 村上陽子君

8. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

「健康いきがづくりの講師謝金について」

「社会福祉協議会について」

「霧島市敷根清掃センターについて」

「天降川リサイクルセンターについて」

「山崎紙源センターについて」

「資源ごみ袋について」

「霧島市環境保全協会について」

「松永用水の生活排水について」

「錦江湾奥会議について」

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前10時00分」

○委員長（時任英寛君）

ただ今から、環境福祉常任委員会を開会いたします。本日は、所管事務調査といたします。本日の次第につきましてはお手元に配布いたしている通り進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なしと認めます。よって、次第書の通り議事を進行いたします。それでは、まず始めに霧島市敷根清掃センター、天降川リサイクルセンター及び山崎紙源センターについての所管事務調査を行います。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

先般6月17日に開催されました環境福祉常任委員会所管事務調査で敷根清掃センター天降川リサイクルセンター及び山崎紙源センターを視察いただきました。本視察を受けまして本日は先に御指示のありました事項につきまして関係課長等が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

霧島市敷根清掃センター管理・運営につきまして御説明申し上げます。

平成26年6月17日の午前中に現地調査していただきましたので、施設の概要説明は省略し、前回提出しました資料に基づき御説明いたします。資料の1ページ、1事業費等の①メンテナンスについて御説明いたします。平成25年度の修繕料につきましては、清掃センター定期補修関係として3億9,862万2,000円です。これはプラント設備・機器のオーバーホール等に関する経費です。その他の計器・機器等の修繕料として342万8,305円です。フォークリフト・ダンプ等の重機・車両等の点検修理費95万989円で合計4億300万1,294円です。委託料の内、設備・機器・備品等保守点検等業務委託費として3,250万8,034円であり、設備・機器等のメンテナンスに関する経費として総額4億3,550万9,328円でございます。②人件費（職員8名、臨時職員5名）について御説明いたします。職員の給料等で5,506万9,146円、臨時職員の賃金で994万7,963円の総額6,501万7,109円でございます。③売却益（有価物搬出実績）について御説明いたします。鉄・アルミ等を敷根清掃センターで回収し、有価物として売却したものでございます。鉄プレス品やアルミプレス品など1,247t回収して、4,326万4,936円の売却益がございます。その他のスラグ売却額2万2,218円を合わせて4,328万7,154円の有価物販売実績でございます。次に2ページ、2、不燃物・可燃物取扱量について御説明いたします。

敷根清掃センターに搬入されたごみは、平成25年度は、3万7,883tでございます。その内、可燃物として家庭系が2万3,120t、事業系1万2,454t、リサイクル残渣47tの合計3万5,621tでございます。不燃物として家庭系が1,984t、事業系278tの合計2,262tでございます。

3の処理能力について御説明いたします。可燃物につきましては、1日当たりの処理能力81tの熔融炉が2炉で162tであります。100%運転でなく、安定的な90から95%運転をしており、1日当たりの処理実績は、2炉運転時で150t程度でございます。不燃物は、一週間に2回（約7時間）程度リサイクルプラザを運転して鉄・アルミのプレス品を分別回収しています。処理能力は、5時間で23tでございます。4の稼働時間につきましては、24時間体制で可燃物の処理をいたしております。5の

再生品の取り組みにつきまして御説明いたします。敷根清掃センターのリサイクルプラザでは、搬入されたごみの中から、まだ使用可能な品物を取り出し補修・点検して再生させ展示コーナーに展示し、清掃センター視察者や見学学習で訪れる小学生等に再生品を見ていただき、3Rの普及・啓発に努めております。しかし、合併による処理人口の増加に伴うごみの搬入量が増え通常のごみ処理で手一杯の状況が続いており、再生品を作る作業は現在中止しております。また、再生品の欠陥により人の生命、身体又は財産に被害を生じさせた場合の損害賠償の責任が発生する恐れがあり、さらに一旦ごみとして取り扱われた経緯があるので故障や欠陥、感染等の恐れもあり、現在は再生品の取り組みは行っておりません。次に、今回の所管事務調査の追加質問事項について御説明いたします。まず4億5,000万円の修繕料、どのようなものに使われたかにつきましては①のメンテナンスで御説明いたしましたが、平成25年度の修繕料は4億300万1,294円を執行いたしました。内訳としまして、ごみ焼却施設関係定期補修・整備3億7,275万円、リサイクルプラザ定期補修1,365万円、ごみクレーン定期補修1,222万2,000円、純水装置活性炭等入替修繕141万7,500円、その他設備・機器の突発的修繕201万805円、重機関係突発修繕50万6,913円、車両等の車検・特定自主検査44万4,076円でございます。施設の管理運営・維持管理についての資料提供でございますが、別紙のとおりでございます。主なものについて御説明いたします。需用費の内、環境保全のため使用する薬品代等として消耗品費5,799万7,730円、炉の立ち上げなどに使用する灯油などの燃料費として8,086万1,601円、設備・機器等の電気代などの光熱水費として1億72万9,674円、溶融処理施設定期点検（オーバホール）等の修繕料として4億300万1,294円でございます。清掃センター運転委託、固形化済ばいじん処理委託等の委託料として2億6,229万1,003円でございます。フォークリフト等の使用料及び賃借料として359万8,230円でございます。敷根一般廃棄物管理型最終処分場覆土整形整地工事、飛灰処理設備改造工事、ストックヤード改修工事等の工事請負費で4,977万3,000円でございます。クレーン付トラックの備品購入費として616万3,500円でございます。維持管理についてストーカ炉と溶融炉のメリット・デメリットにつきましては、別紙資料に処理方式の比較を作成しましたが、維持管理費に関するメリット・デメリットは、一般的なストーカ炉は、システム構成がシンプルで機器数が他の方式と比べ少ないため、メンテナンス費が低いのがメリットであり、主灰（焼却灰）の処理・処分が必要であるのがデメリットになります。敷根清掃センターのガス化溶融炉は、システム構成が複雑で機器数も多いためメンテナンス費が高いのがデメリットであり、灰がスラグ化されるので有効利用できるのがメリットでございます。長寿命化計画につきましては、敷根清掃センター長寿命化計画を策定し、現在の施設を改修工事する事により維持管理費の低減や、燃料費の削減を図る計画でありましたが、最近の廃棄物処理施設を取り巻く環境の変化に伴いまして、敷根清掃センターでも運転管理だけでなく定期補修を含めた包括的業務委託の検討も含めて再度、検討しているところでございます。

○委員長（時任英寛君）

ただ今、説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（蔵原 勇君）

今、詳しく課長のほうから説明がありましたが、この1点だけお尋ねをしますけれども、確かにこのメンテナンスについては金が掛かるものだと再認識したわけですが、これは国庫資金と市の負担割合というのはどのようになっていますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

この4億300万円掛かっております修繕料につきましては、現在ではかねてのオーバーホール、定期補修でございますので、国庫からの補助金等はありません。あと市の財源といたしましては、ゴミ投入手数料のほうが一部入ってまいります。あとは、有価物で販売いたしました販売手数料等が歳入として入っております。

○委員（蔵原 勇君）

人件費とか職員のこういう臨職の賃金については分かるんですけども、この溶融炉が2炉ある中で、2炉で162t。この溶融炉の場合は定期的と言われると、例えば3年とか5年とか1年とかあるわけですけど、かなり金が掛かるようですけども、どのようになっていますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

オーバーホールと申しまして、今委員のほうから2年とか3年とかちょっとした長いスパンのオーバーホールを一応御質問ございましたけれども、この溶融炉というものが千三百度の高温の環境で稼働いたしておりますので、毎年のオーバーホールという形で作業はさせていただいております。もうそういう結局、千三百度ですので、変な部分がございますと爆発が伴うような事故にも発展しかねませんので、もう毎年オーバーホールをいたしまして、予防としてのオーバーホール点検等をさせていただいております。

○委員（蔵原 勇君）

このことで関連ですけど、オーバーホールする場合はもちろんメーカーだと思われるんですけども、地元業者のお手伝いとか何かこう奉仕的なことされていないんですか。もちろんタクマだと聞いたんですけども、関連で地元業者がないのかなと思ったものですから、どうですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

元受という形ではもうプラントメーカーでございますので、全体的な安全を確保するという意味からも今のところタクマで契約いたしております。ただ、中身につきましては、それぞれ専門的な部品がございますので、それぞれの部品のメーカーに点検をさせたりということはさせておりますが、このオーバーホールのところで地元業者がというような部分では、いろんなプラントの中の部品のいわばこっこの関連企業という形での技術を持っている方が入って来られることはあるかもしれませんが、その業として全体的に入っているとはちょっと伺っておりません。

○委員（植山利博君）

ランニングコストというんですか、そのオーバーホールも含めてお示しをいただいたんですけども、そこで、いろんな販売もされていますよね。今、それぞれにスラグの販売、売却2万幾らとか四千三百幾らとか、要はお聞きしたいのは経費としてここに示していただいた資料、9億7,700万円くらいが人件費も含めた歳出の全てだろうと思います。これに今おっしゃった、例えば投入手数料とか、その中から販売したものを差し引いてどれくらいになるんですか。ざっくりとでいいですから。

○委員長（時任英寛君）

パーセントでいいですか。額が分かりますか。

○委員（植山利博君）

収支で恐らく9億とか8億5,000万円とかアバウトでいいんですけど。足し算、引き算をすれば分かるんだろうけど。

○委員長（時任英寛君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時18分」

「再開 午前10時20分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

ただ今、9億7,700万円の歳出が発生しておりますが、これに対しまして投入手数料が1億800万円くらいございます。それと、先ほど御説明しました鉄、アルミ等のプレス品、4,300円の雑入プラス清掃センターの一室がタクマテクノスという運転管理をしているところ年間貸し出しをしておりますので、その建物使用料という形で90万円くらい入っておりますので、それらを差し引きますと8億2,400万円くらいが一般財源として出しているということになります。

○委員（植山利博君）

そこで、先ほど今後の管理運営の在り方について少し触れられていますよね。長寿命化も検討をしていたけれども包括的業務委託の検討もしているということですが、これは今のここを人件費から全部ひっくるめて、今出た8億2,400万円の負担の分を丸々委託しようという検討がされているという理解でいいんですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

はい。そのとおりでございます。最終的にも指定管理者がなり、包括的オーバーホール代も含めて管理委託を実施できないかと。今回、未来館さんの方式を参考に今検討しているところです。

○委員（植山利博君）

今、指定管理も含めてという話でしたけれども、民営化というところまでは法的に可能なのか、無理なのか、考えていないのか、答弁を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

まず一般廃棄物の処理につきましては、廃掃法で地方公共団体が適正な処理をしなければならない。適正な処理というのは、収集して、運搬して、処理するというその一連の流れを適正に処理をしないといけないとなっております。民間で丸々、委託とかということじゃなくて民間でやるというような事例というのは私の記憶の中ではちょっとないんですけれども、法ではそういうような地方公共団体の義務付けというのがありますので、ちょっと勉強してみないと分かりませんが、この場ではちょっと難しいのではないかなと。それに一番近い形で伊佐北始良環境管理組合の総括的業務委託といったようなところが一番その形に近いところではあろうかと思っておりますけれども、敷根清掃センターの職員が今現在8名おりますけれども、現業職員ということでございます。市としても現業の補充というのは今後考えないというスタンスでございますので、いずれは職員がどんどん減っていきますので、何らかの手当てを考えないといけないというのが実際の問題でございます。

○委員（宮内 博君）

先ほどの説明のところに関して若干お尋ねをしておきたいんですけれども、1日当たり処理能力が2炉で162tと。100%運転ではなくて90%くらいで運転をしているということですが、先ほどゴミ焼却施設関係の補修整備費に3億7,275万円というお金を掛けているということで報告があったんですけれども、これは、この文章上からいくと1年365日、大体90%から95%の稼働率で処理をしてい

ると見てとれるんですけども、これだけの経費を掛けて修繕をしているということであれば、当然、炉を一旦止めて、その上で冷却をしなきゃいけないし、その期間も必要ですし、そしてその整備に取りかかる、そして完了するという時間というのは、最初から冷たいものを修理するというわけではないわけですので、一定時間、時間的なロスではないんですけども金額的に言えば、ものが発生するということになるんですけど。実際に今説明されている形でこの150 tの処理をしているのが1年365日の中でどれくらいあるんですか。

○委員長（時任英寛君）

ここで暫く休憩します。

「休憩 午前10時25分」

「再開 午前10時26分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

まずは、オーバーホールをするために、先ほど申しましたように千三百度の炉を立ち下げてオーバーホールという形で改修工事等を行います。ですから、そのために丸々1日から2日近く炉の停止をしてから中に入ることはできません。ですから、その分ロスが発生いたします。それがオーバーホール、どうしても炉自体が高温な場所でございますので、今オーバーホールも前期オーバーホール、後期オーバーホールというような形で、1炉につき年に2回オーバーホールを実施させていただいております。年に2回実施することにより、前期オーバーホールで仮補修的な部分をまず見つけて、それを後期オーバーホールを除き設備等の部品等を調達して、後期オーバーホールで更改してしまうというような形で今現在オーバーホールは行なっております。ですから、今現在、1炉の運転をするので年間稼働にするということで、1炉が約240日から245日くらい運転しているところでございます。ただ申し上げましたように、交代でオーバーホールをいたしておりますので、2炉とも稼働している時期というのは、申し訳ございません。ちょっと私の手持ち資料では年間の稼働日数しか、ちょっと一炉ずつしか分からず、その交代で稼働しているのが基本にございまして、それらを途中で2炉運転で大幅にゴミ量を減らすというような運転の仕方をいたしております。ですから、多分今のところ2炉で運転しているのは、申し訳ございません。ちょっと資料を持ってきておりませんので、多分ではちょっと失礼にあたりますので、後もってその2炉運転の日数、実績を確認して御報告させていただきます。よろしくお願ひします。

○委員（宮内 博君）

私は素人ですのでよく分かりませんが、毎年4億円を超える修繕費が掛かったと。1日150万円くらいずつ掛かっているという話ですよ。それで、同じような故障というか、同じような時間を掛けて、同じような整備をしなければならぬのかなど。ある時は激しく傷んだところも、次の定期点検の時にはそこはいじらなくてよくてというような変化もあるんじゃないかなと思うんだけど、トータルで見ると毎年大体四億四五千万円いるとなっているもんですから。この前、北始良清掃センターの資料をちょっと拝見させていただいたんだけど、確かにストーカ炉に変更することによって焼却灰の処理というのがリスクとして出てくると。先ほどの口述書の中にもその分が若干増えていましたよね。もちろんストーカ炉でやっても維持・補修費というのは必要になってくるということで

はあろうかと思うんだけど、これからそのことも含めて検討するという話ですが、相当そういう面ではこの維持・補修費に多額の経費を要する施設だなというのを改めて再認識をするところでありませけれども、もう少し修繕費という関係で再検討できるものはないのかなと素人考えながら感じているところなんですけれども、その辺どうなんですか。

○衛生施設課長(梅北 悟君)

うちの清掃センターにつきましては、維持管理を含めて約10億円近くを毎年のように執行させていただいております。本当、高額な設備投資をしている施設になってしまっているというところがございますけれども、何と申しまして市内で発生する一般廃棄物、家庭から出るもの、事業所から出るものを含めると、この処理搬入で毎年3万6,000 tから3万7,000 t入っておりますので、1日当たり単純に割りますと市内で1日当たり100 tくらいずつゴミが発生しているという状況でございます。このゴミを放置すると1日100 tですので、もう数日のうちに地域の道に満杯になってしまうというようなことになりますので、とにかく毎日指定日には回収して、ちゃんと処理していかなければならないという責任が我々衛生施設課にはございまして、それを完全に適正に処理する。今や本当この排気ガスの基準等も昔と比べますと全然規制が厳しくなっておりますので、そちらのほうにも薬品代等ということで消耗品で約6,000万円近く一応は執行させていただいているように、いろんな意味でお金を掛けないと環境保全できないというような状況も続いております。それであと、いろいろ関係課といたしまして、いろいろな部分で努力はして、それぞれ経費節減には努力しているところではございますけれども、あとはオーバーホールのその部分等につきましては、どうしてもプラントとして稼働しているいろんな設備機器がございますので、それらの設備機器が順調に稼働することも必要でございます。ですから、そのための整備・補修・点検等につきましても、また、お金を掛けているというのが現況でございます。今、長寿命化計画いろいろ検討させていただいております。なかなか結論も出しにくい部分等がございまして検討が長引いてしまっており、本当皆さまに御迷惑をかけているのかなとは思いますが、1番いい結論が出せるよう努力してまいりたいと思います。

○委員(宮内 博君)

どういう修繕が行われているかということの具体的中身には一つも言及されませんでしたけど、その辺、いわゆる元々の製造業者に管理をせざるを得ないという、それは特許を持っている物であったり、特殊な機械ということもあって、そういう部分もあるだろうと思うんだけど、それだけに単価が高くなるという量産品ではないからそういう側面はあるだろうというのは理解できるんです。理解できるんだけど、それにしても、あまりにも高額だなと思ったので、できればその辺の点検も要請したいと思いますが。もう一つタクマのほうから労働者の方たちは何人程あそこに張り付いているんですか。

○衛生施設課長(梅北 悟君)

焼却部分の受委託はタクマテクノスというところに24時間運転させていただいております。そちらのほうには27名の作業員の方を業務委託をお願いしております。それと、先ほどの修繕の主なものというようなことでちょっと説明していなかったということでございますが、耐火レンガ、特殊な物といたしましては、千三百度での炉を運転しておりますので、その炉の中で、いわば外に熱を少しでも出さないようにするためのレンガを敷き詰めているのですけれども、それらのレンガ等も1年間のうちに大分消耗してしまいますので、そのところの補修というか、追加でまたレンガを付けるというよ

うなことも特殊な工事としてはこの現場ではあるのかと思っております。

○委員（宮内 博君）

27人の方が雇用されているということなんですけど、それは賃金の5名分は別ですよ。総額でどれくらいになっているんですか。委託料の中に当然入っているだろうと思うんですけど、大体概算でどれくらい払っているわけですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

掛かる経費ということで1枚紙で出しております。この13委託料、2億6,200万円、これの中に清掃センター運転委託ということで一応入っております。これの運転委託費が年間1億5,360万円あまりでございます。これを委託料としてタクマテクノスに1年間お支払いしております。

○委員（宮内 博君）

今おっしゃった1億5,360万円というのは人件費だけじゃないですよ。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

職員の福利厚生費とか事務の手数料とかを含めての総額で1億5,360万円を一応委託料としてお支払いしております。ほとんどがもう24時間交代で日勤班と夜勤班が3班、5班一応あると思いますが、その方々のほとんどが人件費という形にはなってまいります。

○委員長（時任英寛君）

1億5,360万円が人件費と。福利厚生までですね。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

そうです。

○生活環境部長（塩川 剛君）

補足しますけれども、全てということではないかと思えます。精細に調べておりませんが、そのほとんどが人件費というような考え方でよろしいかと思えます。

○委員（植山利博君）

先ほど投入手数料は1億800万円と言われましたよね。これは収集の業者が事業系なり、家庭系なりを収集してパッカー車で投入する分と個人が直接持って行っても投入手数料は要りますよね。その合計が1億800万円ということなんだろうと思えますけれども、それで、個人の分を抜いた、事業者が家庭系のゴミや事業系のゴミを投入する手数料というのは、この中の幾らかというのはお分かりですか。数字が難しかったら後でいいです。私は何を聞きたいかという、事業所系は直接業者に事業所まで取りにきていただいて、一定の負担をして収集してもらうというのが基本ですよ。そこを確認させてください。それが基本だと思いますけど、いいですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

事業所系というのが、今御指摘のございました方法と、事業所の方が直接で御自分のトラックとか商用車で持ち込まれる場合もございます。

○委員（植山利博君）

何を言いたいかというと、家庭系のゴミはそれぞれゴミ収集所に、これはこの前の一般質問で議論するつもりだったのが時間がなくてできなかったんですけども、家庭系のゴミはそれぞれゴミ収集場に持って行って、それを業者が取りに来るわけですよ。事業所系は原則あそこには出せないという形になっていると思うんですが、それでいいですか。

○衛生施設課長(梅北 悟君)

はい。御指摘のとおりです。

○委員(植山利博君)

事業所系という、例えば、いろんな事務所だったり、営業を伴っているところから出るゴミは事業系という理解でよろしいですか。

○衛生施設課長(梅北 悟君)

よろしいかと思えます。

○委員(植山利博君)

そこで、事業系から出すゴミは自己負担できちっと処理をします。今おっしゃったように、敷根清掃センターまで自分で持っていくか、業者の方に月何千円か払ってきちっとしなさいということになっているんですけど、それが実際どの程度行われているか把握されていますか。

○委員長(時任英寛君)

ここで暫く休憩します。

「休憩 午前10時44分」

「再開 午前10時45分」

○委員長(時任英寛君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活環境部長(塩川 剛君)

ステーションに出される、当然、そこに出されるのは家庭系一般廃棄物ということになるわけですが、その中身に事業系が含まれているかどうかということについての実態の調査とかといったようなものは実施いたしておりません。委員がおっしゃられるとおりステーションに出せるのは一般家庭の一般廃棄物。一般家庭から出るそういう一般廃棄物だけでございますので、原則そこに事業系が入ると。事業所は事業所の責任においてやってもらうということになりますので、そこに排出されてはならないというようなことが原則かと思えます。先ほど申しましたとおり、そのことについて現在調査とかは行っておりませんが、事業者の責任というところのPR・説明・広報、そういったようなことはやはり努めていかなければいけないのかなという認識は持っております。これまで明確にPRをしたというような経緯は恐らくないんじゃないかなと思いますので、委員の意見を参考にちょっと勉強させていただきたいと思えます。

○委員(植山利博君)

だから、本当に小規模の事業者は普通の人数の多い家庭よりも少ししか出さない事業者というものもあるわけですよ。であれば、そこをどう線引きするのか。今おっしゃった広報のことも含めて。いや、営業系・事業系のゴミはきちっと自己責任でやってもらうんだよと言うのであればそれを徹底する。もしくは、例えば売上げが何千万円までとか、消費税だってありますよね。消費税を負担しなくてもいい事業者というのはちゃんとあるわけですから。だから、事業所系であろうが自己負担でゴミ処理をしなくてもいい事業者はこういう事業者ですよというふうにするのか。その辺は、今後やはり課題だと思います。部長がそういう検討すると言われましたので、ぜひ整合性のあるきちっとした形にさせていただきたいと思えます。

○委員(今吉歳晴君)

1日当たりの処理実績は大体150 tということですが、この中から飛灰というのはどれくらいですか。

○衛生施設課長(梅北 悟君)

飛灰固化物という形で年間1,900 tから2,000 t弱、今まで処理しておりました。

○委員(今吉歳晴君)

飛灰固化した場合はそれですね。出てきた飛灰は、例えば敷根清掃センターに持って行く場合は飛灰を固化するわけですが、その数量は。

○委員長(時任英寛君)

ここで暫く休憩します。

「休憩 午前10時50分」

「再開 午前10時51分」

○委員長(時任英寛君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○衛生施設課長(梅北 悟君)

今、先ほど申しましたように、飛灰固化物として出せば約1,900 tくらいになっております。その飛灰固化物には水とセメントとキレートで安定化させている状態がその飛灰固化物ですので、それらの水、それからキレート、セメント等を約2割含んでおります。ですから、1,900 t掛ける0.8%というような形で1,500 tくらいが飛灰として精製されていると認識しております。

○委員長(今吉歳晴君)

現在、三池精練に持って行ってらっしゃる実績というのは大体分かる。今、1,500 t、その中から飛灰固化して、それから敷根清掃センターに持って行く分と三池精練に持って行く分の割合というのはどうなんですか。これは全部を持って行くわけではないですね。

○衛生施設課長(梅北 悟君)

福山の霧島市一般管理型最終処分場のほうに半分、三池精練のほうに半量という形で計画をいたしております。

○委員長(今吉歳晴君)

これは最終処分場に持って行った場合はあそこで検査されますよね。この前貰った資料で環境モニタリング調査、これは消耗品の予算の中に入っているわけですか。

○衛生施設課長(梅北 悟君)

これは25年度決算に基づく資料でございますので、今回、建設されたばかりということで入ってはおられません。

○委員長(今吉歳晴君)

環境モニタリング調査で定期的に測定されるということですが、これは定期的というのは年に1回か2回されて、調査項目が七つあるんですね。その中で、定期的にということですが、これは年1回とかを考えて資料を作られたんですか。

○衛生施設課長(梅北 悟君)

今、パンフレットに載せておりますモニタリング項目、これは地域の方々と環境保全協定を結びまして、その際、定期的に測定いたしますという項目でございます。その中で、pHと塩分濃度につきま

しては、常時測定できているという状態の計測器を設置しております。それで、もし異常があった場合には、我々のところの携帯に連絡が入ると、メールが入るというシステムを導入しております。それ以外の井戸水の定期的な検査というものは、環境省令に基づいた回数を毎年実施するという事です。ちょっと担当のほうから詳しく御説明させます。

施設整備G長（楠元 聡君）

環境モニタリングについて御説明いたします。パンフレットに載せてあります環境モニタリングの項目なのですが、これは県のほうの産業廃棄物処分場があるんですが、県のほうでよく行なっている環境モニタリングと同じような項目を参考にいたしまして、地元住民の代表の方々と話し合いの元に中身は作っております。回数について、定期的というのですが、地元住民とのお約束では必要な時ということになっているんですけれども、必要な時ではなくて霧島市のほうでは必要時ではなく、毎年1回は必ず測定をして御報告するという考え方の基でパンフレットのほうには定期的という言葉が載せさせていただいております。

○委員長（今吉歳晴君）

このパンフレットもそうですが、環境協定書の中ではこの地下水以外については、これについてはもう必要時という表現になっているということは、これは5年、10年、そのままずっとしない場合もあるわけですね。これは何で必要時でということとをされなかったんですか。年1回定期的云々とかじゃなくて、この環境協定に基づいた資料にすべきだったんじゃないかと思うんですけれども。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今、委員のおっしゃるように、必要時ということで保全協定ではしておりますので、何らかの異常が発生したというのが分かった段階で、待機室とか騒音とか振動とかというような項目でございますので、何か異常があった時だけで本当いいんですけれども、やはり住民の方の安心感を得るためには年1回は御報告しようという方針を市のほうで決定いたしましたので、今回、パンフレットにも定期的という文言で載せさせていただいております。

○委員長（今吉歳晴君）

協定書を結んで、協定書とおりますればいいわけですよ。そのための協定書だと思うんですよ。住民と取り交わした協定書ですから、これは必要時において検査すれば、私はそれで事足りるんじゃないかと思えます。それともう1点、先ほどからこの修繕料についての質問があるわけですが、このほか、やはり経年劣化に伴いまして、今後、燃料代・電気代・消耗品、これは相当加算されてくるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今回、長寿命化計画を策定いたしました元々の発想も、今、委員御指摘の状況も将来あるのではないかとということで計画を策定いたしまして、大規模改修工事をすることによってその不安を解消しようとしたところなんですけれども、今現在、検討をいたしている状況でございますので、その中では部分的な改修、それらを今までも予防というような部分を含めてメンテナンスいたしておりますので、そういう意味ではこの一管理費、そんなに急激に高額にはならないと考えているところです。

○委員（宮内 博君）

再生品の関係でお尋ねをしたいんですけれども、以前は再生品を販売していた時期もあったと思うんですけれども、今全然それがやられていないということになっていますよね。説明の中では事故や故

障などの欠陥があったときにどうするかと。あるいは感染症とかそういう心配もあるということでありましてけれども、全国的にはこれを有効利用できるものについては家具でありますとか、あるいは自転車なども再生して販売をするというようなことなどもやっているんですけども、粗大ごみの中にはかなりそういった有価物というようなものが含まれていると。再生することによる収入を得ることができると思うんですけども、説明を聞く限りほとんどやるつもりはないなという感じを受けるんですけど、そういうことですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

現在の敷根清掃センターを建設する時にリサイクルプラザを併設いたしております。燃えないゴミを破壊する工程がありますけれども、あそこまで含めてリサイクルプラザというような言い方をしております。3回に再生品の工房というようなその辺りも造っております。1階のプラットホームから持ち上げていくというようなリフト等の設備も設けております。これまではっきり記憶していませんけど2回か3回そういう販売まで持って行ったような事例もありますけれども、現実問題といたしまして、職員の人手の問題とかその辺の問題等もあって、現在は行なっておりません。1番気になるのが欠陥品とかいったような物の場合の事故。PL法の絡みいろいろ言われている現状もございまして、一般廃棄物なんだからそれをPL法に該当しないというような意見もありますし、一方ではPL法に基づくそういう保険を掛けて販売しているというようなところもございまして、それぞれの自治体でいろいろ取り組みがまちまちといったようなところでございます。やはりその自転車等を修理して出して、新品であればいいんですけども、何らかの欠陥があって出てくる自転車ですので、それを修理して出して、例えば事故があった時にというのをやはり一番心配いたしております。ただ、そういったような販売が出来ますと市民の方々に対するリサイクルのそういう意識の高揚と申しますか、PRにはなるかと思えますけれども、今後どうするかということにつきましては、個人的にはやりたいという考え方もあるんですけども、十分またその辺を検討させていただきたいというのが今の考え方でございます。

○委員（宮内 博君）

やりようによっては、雇用創出にも繋がるわけですね。それで現役世代を引退されてそういう技術を持っていらっしゃる方たちの活躍の場をそういうところで引き出していくというようなことなども可能ではないのかなと思うんですけど、実は、環境福祉委員会では5月22日に東京の府中市のほうに環境問題で行政視察に行っているんですね。そこでは自転車についてどうしているかと、現役を引退された年配の方が一生懸命修理をしていました。それで修理をして、とにかく捨てられたこの自転車の中から利用可能なものを全部集めて一台の自転車を完成させるわけですね。そして、それを輪業組合、自転車屋さんたちが作っている輪業組合、そこに3,000円で販売しているというわけですよ。そしてその輪業組合のほうで専門家の方たちがそれを再チェックして、そして販売するとなっているんですけど、そういう形で販売をしている作業現場も見させていただいたところなんですけど、家具なんかもそんな形で再生して、販売していました。だから、全国で様々なこの取り組みをやっていると思うんですね。どこも共通して感染症のことだったり、故障だったりとかいうような共通した問題を抱えながら、それをクリアしているというような取り組みですので、そういった工夫もして、そしてやはり捨てればゴミだけでも再生させればちゃんとまた製品として使えるんだよというかたちで、そこには一時そういったものの販売をするということで、それこそ輪業組合、この辺で組合が

あるかどうか知りませんが、自転車などの販売業者の方たちから「自分たちの商売を妨害するのか」というような時期もあったような記憶があるんですね。そういうのもあって、取り組みが中断しているということもあるんじゃないのかなと思うんですね。施設の中にはせつかくそういった工房までできるようなスペースも持っているわけですので、やろうと思えば新しい施設を造る必要もないし、もう少し知恵の働かせどころがあるんじゃないのかなと思うんですけども、その辺も検討してみたらどうでしょうか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

実は今週の月曜日、敷根清掃センターのほうで環境衛生課の職員も一緒になって実態を知ろうということちょっとピックアップ作業に、不燃物ゴミが搬入されたときに中を破壊したりしてそういう作業をやってみました。そういうたんすとか自転車とかそういうものは出てこなかったんですけども、確かにリサイクルが十分可能なものというのはいっぱい出てくるというのが現場でございます。そういった物をゴミにするのか、リサイクルしてまた再生品として使っていけばまた当然そういうリサイクルへの認識というのも高まっていくというのは想定できる場所ではあります。ただいま宮内議員がおっしゃいましたように、他の団体でもいろんな先進的な取り組みを行っているところもあろうかと思えますので、その辺の先進事例をまた今後も勉強していくということと共に、費用対効果とかその辺も合わせて今後のそういう再生事業といたしますか、そういうことについての勉強を進めてまいりたいと考えております。

○委員（中村満雄君）

今、再生品の取り組みは行っていないということは、燃やしていらっしゃるんですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

再生品できるもの、例えば自転車ですと、ほかのゴミということで、鉄・アルミに分類されますので、機械にかけずに事業者はそのまま資源化のほうへ持って行くというような流れになります。たんす類とかになりますと、外にございました2次破砕機にかけまして破砕して焼却するといったような流れになると。物によって大まかにそういった流れになってきます。

○委員（中村満雄君）

大型のたんすとかをゴミステーションに出すことは今不可能ですけども、例えばリサイクルショップってというのは引き取ったりしていますよね。市の炉で燃やすのではなくて、例えばいろんな問題があるということになればリサイクルショップというのはそういったのを引き取って、何らかの形で、そのショップの責任で販売していますよね。そういったところとタイアップとか、要はその燃やさないでもいいんじゃないですか。燃やすということは市の焼却炉を使うことになるし、燃やさなければリサイクルショップが何らかの形で修理なりそういったことをして販売するんだから、燃やすことなく再使用できるとかそういったことがあろうかと思うんですが、その辺の取組はお考えになりませんか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

現時点で、例えばそういうリサイクルショップと連携した取組といったような検討はいたしていません。

○委員（中村満雄君）

そのリサイクルショップというのは何でも引き取りますよということで対応していますよね。そう

いった所というのは逆にいったら自分のところで、あ、これは再生できないとしたときは市の処理場へ再度持ち込むとか、その辺の実情は確認されていませんか。

○委員長（時任英寛君）

ここで暫く休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時11分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

リサイクルショップ等との連携は今いたしておりませんということを御答弁させていただきました。清掃センターのほうに市民の方から、「どういふものを出したいんだけど、どうすればいいんですか」というようなご相談があった場合には「せっかくだからまだ使えるんだったらそういうショップもごぞいますよ」という御案内はできる状態でごぞいます。清掃センターに個人の方から電話がたまにきますので、そういうのは言えるんですが、結果的に相談がなくもう十派ひとからげというか、もうそこにあるものは全て早く処理したいというような形で全てを積んで来られるというのが現況のように見受けられます。ですから、混載された形で来ますので、それを下ろす時には一つ一つ手で下ろすというよりもダンプに積んでいゝんな物を一緒に積んで来られますので、ダンプからダンと落とされてしまえば、その段階で大型のたんす等につきましては壊れてしまうというような実情もごぞいまして、なかなかリサイクルには取り組めないという状況でごぞいます。

○委員（中村満雄君）

それは理解しました。説明でせっかく使える物をリサイクルしていないんですよと、そういったように取れましたので。ということは、今ここでおっしゃっているのは、自転車はともかくとして、たんすとか大型の物はあそこへ持ち込まれた物はほとんど再生とかそういったのは不可能な形になっているんですよというような、そのような理解でいいですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

はい。ほとんどとは申しませんが、やはり荷卸しをする段階で注意して下ろせば可能かとは思いますが、なかなかそこまで手が回っていないというのが実情かと思ひます。

○委員（植山利博君）

これは衛生施設課なのか、環境衛生課なのかちょっと微妙なところなんですけど、炉自体を維持管理費を縮減するためには、ゴミの全体量を減らすという考え方はあると思うんですけど、まずはどうですか。ゴミの量が減れば維持管理料はいろいろな機器の更新とかそういうことも含めて、コストは下がるんだという理解をするんですけどどいかがですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

はい。基本的にはそういうかたちが基本であろうかと思ひます。ただし、千三百度の炉自体は量が少なくとも多くても稼働させますので、それなりに修理しないといけない部分が出てくるということで。減量された物が何tあるから、それに対して何円少なくなるという計算はちょっとしにくいかと思ひます。あと、最初申しましたように、環境に対する有害物質を出さないようにするための薬品代とか、そういうものはどうしても必要な部分であろうかと思ひます。

○委員（植山利博君）

多かろうが少なかりょうが一定の温度まで高めて運転することには変わらないけれども、やはりさっきおっしゃったように90%の能力で焼却をするよりも、四、五十%の能力でしたほうがいろんな意味で安くつくんでしょうけれども、そうなれば施設課が取り組むべきことかどうかは別として、ゴミ全体をできるだけ少なくしましょうという取組も非常に重要な取組だと思うんですけど、その辺は今後どのように考えていらっしゃいますか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

ゴミを減量することによって先ほど課長が申しましたとおり千三百度まで上げますので、減ろうが増えようがその部分はしないといけないと。ただ、絶対的なゴミ量が減れば、二次破砕機とかスクリーフフィーダーの磨耗というのも減ってくるというような部品もあろうかと思えますので、ゴミが減れば当然そういったような効果というのも考えられると思います。あとゴミの減量化といいますか、ゴミの流れ、ゴミを考えたときにはやはりゴミを出すところから一番最後の最終処分場のところまでを一連として考えないと、なかなかうまくいかない。過去に失敗した例はそういったようなところがあって、なかなかうまくいかなかったというような事例もございますけれども、そういった一連の流れとして考えないといけないと思いますので、ごみの減量化をすることによって、減量したゴミが最終的にどうなっていくかというところを追っかけていかないとなかなか答えを出しにくいところがございますけれども、一般的にはゴミの減量化というのは経費面で考えても、環境的に考えても有効なことではないかなというのは想定されるのではないかなと考えております。

○委員（植山利博君）

前回一般質問のやり取りの中でもあったわけですがけれども、やはり環境を守るためにはコストが必要なんだという社会情勢になってきていますよね。現実に霧島市のゴミ処理は指定ゴミ袋を使うということによって、ゴミの有料化を現実に進んできているんだと僕は認識をしておりますけど、部長は明確に有料化だということは名言されなかったんですよね。市民の皆さまにとっては有料化という感覚があるでしょうというような表現をされております。実際に収入は、ゴミの袋代は市には入っていません。環境保全協会が活動の経費として運用していますよということだったわけですがけれども、このことも後の宮内議員の一般質問の中で条例化の問題も出ましたけれども、その後どのような検討を進めようとされておりますか。条例化の問題も含めて。

○生活環境部長（塩川 剛君）

条例化につきましては6月議会で質問がございまして、現在どうするべきかというのを文書法制のほうとも合わせていろいろ議論をしております。ちょっと時期的にはまだ現時点ではっきりは申し上げられませんけれども、それらの検討は一応進めているところでございます。ごみの有料化といいますか、一般的に本市の場合はごみ袋というかたちで取っておりますけれども、ごみの有料化というのを考えた時に、例えばその事業者の方の一般廃棄物なんかについてはお金を払って出しているわけですので、明らかにそこは有料化ということが言えるわけです。ごみ袋での御負担をいただいているという部分が厳密な有料化なのかどうなのかというところは私どももなかなか判断しづらいところもあって、住民の方にとっては有料化というようなイメージ、感覚があるのではないかなというようなところで申し上げたところでございます。袋の問題につきましても6月議会からいろいろ質問がございまして、主に環境衛生課のほうでいろいろ勉強も進めておりますので、環境保全協会との関係等も

ございますので、継続して研究させていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

だから、環境衛生課が本当は主になるのかなという思いもあったから。ただ、この委員会ですので、部長も出席をいただいておりますので、このことはやはり腰を据えた議論が必要だろうと思います。ぜひ、今部長が言われたような方向でしっかりとした議論を重ねて取組を続けていただきたいことは求めていると思います。

○委員（今吉歳晴君）

三池精練と最終処分場に半分ずつということですが、最終処分場ができたから別に持ち出すとなると運搬費・処分代が掛かってくるわけですが、ただ、霧島市環境対策審議会、この答申の中で2点ほど結論を出されているようですが、その中で一般廃棄物の安定的かつ継続的な処理が行われるよう可能な限り再資源化に努め施設の延命化を図りたいということで答申されているわけですが、再資源化ということから捉えますと、やはり三池精練あたりに持って行って処分するということが一番の方法ではないかと思うんですけど、いかがなんでしょうか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

環境対策審議会での再資源化というのは、最終処分場の議論をするときに山元還元の話が表へ出てきて、そういうやり方も出来るよというようなこと等を踏まえた上でのそういう再資源化というような意味合いかと考えております。

○委員（今吉歳晴君）

そういう方向で。例えば、半々ということでしたが、今後やはり半分半分、最終処分場と三池精練、その辺に持って行く処分の仕方は半々でいかれるということですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

地域との協定に基づきまして、1期15年間ということの約束をしております。そのうち半分半分について、それぞれ埋立てと山元還元をするということでのそういう協定を結んでおりますので、15年間についてはそういうやり方をしていきたいと思っておりますけれども、その後の問題については、また前回一般質問でありましたとおりごみの全体の流れの中で確信が進んでいく中でどう考えていくかということをもた改めて検討しないといけない問題だと考えております。

○委員（今吉歳晴君）

例えば、三池精練のほうに飛灰を持って行くとすれば、向こうは1万4,000m³入るわけですよね。その中で、例えば向こうに5,000m³しか入らん、もうあとは向こうに持って行ったということも別に構わないのですか。あくまでも向こうを満杯にしないといけないということではなくて、向こうに持って行っても再資源化を図るという目的の元でそうされてもいいんじゃないかと。どうなんでしょう。

○生活環境部長（塩川 剛君）

15年間については協定に基づく処理をやっていききたいと考えております。問題はその後ということになりますけれども、考え方によってはお金を出せば全部山元還元にしても何ら問題はないかと思えます。ただ、その経費の問題ですね。そのときになって経費が相当高くつくといったような話になるのかどうか。安くつくという話になるのかどうなのかというのは全く分からないところでございますので、それらの技術の革新といいますか、その辺も十分見据えていかないといけないのかなと考えております。

○委員（中村満雄君）

環境対策審議会の前田さんのお話ですけれども、あそこは環境保全組合の補助金を活用した施設で査察を受けないといけないと。その査察そのものはもう済んでいるんですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

会計検査のことかと思えますけれども、ゴミ処分場に限らず国庫補助事業等が入ったものについてはほとんど会計検査が入ってきますので、恐らく数年後には会計検査の対象になると理解しております。そういうつもりで事業のほうも、事務所にいるほうも進めております。

○委員（中村満雄君）

究極はあその処分場のほうに持ち込まれないようになったならば、今例えば15年とことですが、そういった制限がなくなるわけですが、今持って行ってらっしゃる三池精練で全て再資源化が可能であればそういったふうに持っていけば、長寿命化とかそういったことと、逆にもうあの施設をほかの用途とそういったものにも使えるんじゃないのとかそういった御意見があるわけですね。今三池精練に4万円という金額も出ていますけれども、そういったようにできない理由はあるんですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今現在は三池精練と最終処分場への埋立てと半々ということで、現在三池精練との契約ができております。

○委員長（時任英寛君）

ここで暫く休憩します。

「休憩 午前11時27分」

「再開 午前11時30分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

建設いたしました一般廃棄物管理型最終処分場のほうは、地域との協定もございまして1期15年間利用することにしております。あれを空で運用するという事は補助金を貰って建設した関係上、どうしても利用しているという状況も作っておかなければならないと考えております。

○委員（宮本明彦君）

先ほど1億800万円の事業所系の投入手数料、これはどういうところから、こういった形で市に入るのか、そこを説明いただけますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

この1億800万円の内容ですが、計量棟で計量いたします。その搬入された数量に応じた投入手数料ということになりますので、先ほど委員からございましたような収集をする業者さんのパッカーで持ち込まれたものによる手数料であるとか、一般の個人の事業主の方が持ち込まれるものとか、後は一般の家庭から持ち込まれたごみで30kg以上になった部分等について、全て投入手数料として10kg当たり80円ずつ頂いたものがこの総額になっております。

○委員（宮本明彦君）

その事業所系のごみも業者が集めるわけですね。その集めるお金というのは、これはごみ収集のほうに事業所系の分も入っているということではないんですか。

○委員長（時任英寛君）

ここで暫く休憩します。

「休憩 午前11時31分」

「再開 午前11時35分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮本明彦君）

事業所系のごみの収集は業者さんが行うということなんですけども、その収集運搬業者はどこの業者が事業所としての契約、ごみ引き取りの契約を結んでいるということが分かっているということによってよろしいですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今、仰せのとおり事業とその収集運搬許可業者と契約しておられるはずですので、そこは収集運搬業者の方は把握してらっしゃると思います。ただ、我々としてはその収集運搬業者の方へお宅はどこの事業所と契約していらっしゃいますかということは問い正したことは1回もございません。

○委員（宮本明彦君）

それは市が絡んで調べようと思ったら調べられるということですか。もうそれとも個人情報保護法によって調べられないですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

事業系の収集運搬業者については、一般収集の許可が必要です。これにつきまして、環境衛生課の許可を出しておりますので、許可を出す時点で恐らくその辺の顧客情報というのは市のほうで持っているかと思いますが、それを提出することは正に個人・顧客情報になりますので、ちょっと難しいのかなというふうには感じております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

すみません。1点だけ確認を委員長のほうからさせていただきます。先ほどストーカ炉と熔融炉のメリット・デメリット中で説明がありましたけども、ストーカ炉では集灰、焼却灰の処分が必要なためにデメリットとありましたけれども、この焼却灰は山元還元方式には出せないんですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

詳細についてははっきり申し上げにくいところなんですけれども、技術的にできるかどうかというのはその山元還元の事業者には聞かないとはっきり分からないと思うんですが、一般的にはセメントの原料として出してらっしゃるところもあるとは聞いております。その山元還元のほうじゃなくて、セメントの原料ということで出していると。主灰のほうで。

○委員長（時任英寛君）

ほかに質疑はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようでしたら、敷根清掃センターに関わる所管事務調査を終了したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

以上をもって、敷根清掃センター関係の所管事務調査についての質疑を終わります。後は山崎紙源とか天降川リサイクルセンターは民間施設なんです。資料が提出されておりますので、若干の説明を頂いて、質疑をしても答弁できないと思いますので、そのように御理解いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

ここで暫く休憩します。

「休憩 午前11時38分」

「再開 午前11時41分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。続きまして、天降川リサイクルセンター及び山崎紙源センターについての所管事務調査を実施いたします。執行部の説明を求めます。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

天降川リサイクルセンター及び山崎紙源センターについて御説明申し上げます。両施設につきましては、6月17日、前回調査時にそれぞれ御覧いただき、概要については御承知いただいたところと思いますが、天降川リサイクルセンターは、横川、牧園地区を除く5地区を対象とした「びん類・缶類・ペットボトル等」の資源ごみの中間処理・保管業務を行っている施設でございます。そして、山崎紙源センターは、国分・霧島・隼人・福山の4地区を対象とした紙類の中間処理・保管業務を行っている施設になります。それでは、それぞれの施設の取扱量等について御説明申し上げます。まず天降川リサイクルセンターの関係になりますが、施設では、一般家庭で発生した生活系の資源ごみと事業所等で発生した事業系の資源ごみを取り扱っており、それぞれの搬入量も記載いたしておりますが、平成24年度に搬入された量は合計で153万3,017kg、約1,533tになり、当該年度中に搬出した資源化量は、143万7,542kg、約1,438tになります。なお、これらの資源ごみ中間処理業務に要した委託料は表上に記載の6,406万2,600円になります。このなかで、缶類、生きびん、ペットボトル、廃食油につきましては売却し、2,582万4,552円の売却益が計上されております。下の表は、同様に平成25年度の実績を示したものになります。続きまして、表右側の山崎紙源センターについて御説明申し上げます。同施設には、区分に記載しております紙類が搬入され、平成24年度実績で101万7,670kg、約1,018tとなっており、売却益として1,031万5,836円が計上されております。なお、当該業務に関しては、契約に基づき委託料は発生せず売却益の歳入のみとなっております。下の表は、同様に平成25年度の実績を示したものになります。最後にそれぞれの施設に共通する本市の課題といたしまして、今後さらに資源化量を増やし、リサイクル率を高め、結果として売却益の増収を図っていく必要があると考えます。以上で天降川リサイクルセンター及び山崎紙源センターに関する説明を終わります。

○委員長（時任英寛君）

ただ今説明が終わりました。施設等についての質疑につきましては、民間に委託をいたしておりますので、個別具体的には執行部のほうで答弁ができないかと思いますが、執行部に対して質疑がございましたらお受けいたしたいと思っております。

○委員（植山利博君）

まず、この委託料の基本的な考え方をお尋ねしたいと思うんですけれども、天降川のリサイクルセンターはもう相当のお付き合いがありますよね。大分長いお付き合いだと思っておりますけれども。

山崎紙源センターはそう古くはないというような理解をしておりますけれども、天降川リサイクルセンターは24年度も25年度も全く同額の委託料を支払っていると、この表から見て伺い知ることができますけれども、それで、処理量も24年度より25年度は若干増えたと。排出量も若干増えたと。売上売却益もある程度増えたという理解をするんですけれども、例えば、売上げはもう直接そのまま全部天降川リサイクルセンターが受け取るんでしょうか。そこも含めて答弁をください。それとこの委託料との兼ね合い、どういう積算根拠・考え方に基づいているのか、そこを少しお示しをいただけますか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

それぞれ毎年委託料につきましては、施設より見積りを頂きます。そして頂いた見積りを市のほうで査定をして、ほとんどが減額査定になるんですけれども、ごみの排出量は増えてはいますけれども事業所のほうと相談をしながら委託料等については一応協力いただいたりして決定しているところがございます。そして、この売却資源ごみを処理し、売上げた部分については、そのまま市のほうに売却益として入ってきております。

○委員（植山利博君）

そこは理解しました。これは増えれば増えるほど市のほうに売却益が入ってくると。委託料は人件費とかをきちっと積算した上で設定がしてあるということでしょうけれども。山崎紙源センターは委託料という考え方はないと。これを対比した時に、両方を見たときにどうなんだろうかという思いがしたので、この考え方のお示しをください。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

山崎紙源センターの場合は、システム上、山崎紙源センターに市が紙類を持ち込んでそこで売却をして、その売却した益をそのまま市のほうに返してもらうということで、そこでもう全てが終了してしまうということで、紙源センターが処理する委託料とかそういうのは発生しないということになっているようでございます。

○委員（植山利博君）

市が持ち込むと今表現されましたけれども、紙源センターに市はどのような形で持ち込むんですか。例えば、収集を国分単人衛生公社が業務用の事業所系のダンボール等、ああいう物を集めていますけれども、市が持ち込むという理解でいいですか。御説明ください。

○廃棄物対策G長（山元辰実君）

まず、ごみステーションに出された段ボール・紙類ですけども、そちらのほうは実際、パッカー車等で搬入されて、入った時点でトラックスケールで計上をされて、その時点でもう市の歳入となります。それ以外に、事業所等につきましては自社で販売・売却益を得ているところもあるようでございます。全てが山崎紙源に入っているわけではございません。

○委員長（時任英寛君）

確認いたします。ここの先ほど課長のほうから説明があった山崎紙源センターの搬入量及び売却益の実績については、一般家庭からの収集分ということで認識してよろしいですね。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

山崎紙源センターの搬入量、売却益につきましては、一般家庭の分からと考えてよろしいです。

○委員（宮本明彦君）

天降川リサイクルセンターですけども、売却益が出ているものと売却益が出ないものがある。出て

いないもののほうは敷根清掃センターのほうに持って行って全て処分するのか。

○廃棄物対策G主査（松崎義美君）

この資料で売却益のところに金額が入っていない部分については、別枠で市が処分代を支払っているものになります。敷根のほうに持ち込んだ分でございます。

○委員（宮本明彦君）

その別枠でという、その事業名をちょっと教えていただけますか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

事業名については、ちょっと時間を頂いて調べさせていただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

一般質問でも少し触れたんですけど、ここの売却益のところには入っていないんですが、その恐らくその他プラに入ってくるのではないのかなと思うんですけど、以前紹介したように大崎町では専用の機械を民間業者が持っていて、溶かして再度プラスチック化して、1kg当たり60円くらいで販売しているというようなことであつたわけですけど、そういう政策的なもの等についてはやはり市のほうが関わりが非常に深いと思うんですけども、この前天降川のリサイクルセンターに行った時に、発泡スチロールの回収をしなくなった理由を尋ねたときに、梱包がしにくいというのがなくなった理由だとおっしゃったんですね。それで、ただそれだけの理由でしなくなったんですかねと思ったんですけど、実際、再度溶かして販売すれば換金できるわけですよ。そういったこの政策的なものというのをもう少し研究して、市のほうから働きかけることも必要になってくるんじゃないのかなと思うんですけど、その辺の基本的な考え方をちょっとお聞かせいただけませんか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

基本的に、ごみの総排出量との兼ね合いが出てくるんですけども、ごみの総排出量を減らす上で、やはりリサイクルできる物を増やしていくと。その中で、例えば個別ではありますけども、今年10月から小型家電の回収も始めようとしております。そして、また衣類、小枝等についても別途そういうふうにして、資源ごみとして回収ができないものか検討を進めているところでもございますし、27年度、もう1回敷根のほうに搬入されるごみの組成分析をしっかりと行って、その上で、これだけのものがちゃんと資源化できるんだよというのを我々もしっかり認識をし、そして、市民の方に強く周知していくということが必要だと思います。そして、その中で今発砲スチロールの話も出ましたが、もしかしてまだ、資源化のほうで取り組めるものがあるのであればそういうものにも取り組んでいくという、そういうような考え方が必要ではないかと考えます。

○委員（宮内 博君）

一般家庭から排出される分は、その分別をきちんとしなさいよとなっているんだけど、事業系の現状はどうなんですか。事業系が出した中でリサイクル率はどれくらいなのかというのは分かるんですか。

○委員長（時任英寛君）

この数字は押さえてありますか。まず、あるのか・ないのか。なければ答弁できませんので。本市のリサイクル率について、事業系のものも当然入れるのであれば把握していると認識をするんですけども、ありますか。

○廃棄物対策G主査（松崎義美君）

数字については事業系のごみも含まれたトータルでのリサイクル率ということになっているんですが、事業系のみということになると数字は出していないということになります。数字には事業系ごみも搬入された分も含めてリサイクル率を計上しております。

○委員（宮内 博君）

それは恐らく総量との関係だと思えますよね。総排出量の中に一般ごみと事業系ごみが入っているので、分母のところにはそれが入りますよという話じゃないんですか。

○廃棄物対策G主査（松崎義美君）

はい。おっしゃられたとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

それで、いわゆる事業系のリサイクル率がどのような状況になっているのかというのは、これは調べたことがあるんですか。総排出量は持って行った量をトータルで見れば分かる話なんだけれども、排出された事業系ごみの中でリサイクルされているものを計算したことがあるんですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

これまで一般家庭系、そして事業系、それぞれ分けてリサイクル率を数字に算出したことはございません。

○委員（宮内 博君）

一般家庭の場合はかなり資源ごみできちんと、ごみ袋できちんと分けて出さない、あるいは新聞・紙類などきちんと結わいて出さないよとこういうふうになっているけれども、事業系のところも同時並行的にそういうリサイクル率が引き上がっていくというようなことを取り組まないとなかなかじゃないのかなと思うものですから、そのことをお尋ねしたんですけれども、先ほどごみの中にどれくらいリサイクルできる物が入っているかというのを検証もしたいということでしたが、恐らくそれは一般家庭ごみの話じゃないのかなと思ったものだから確認をしたところですけども、その中にも事業系は入っていますか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

リサイクル率を出すときの分子のほうの話なんですけども、例えば、敷根清掃センターに搬入された鉄類などもカウントされるわけですね。その中には一般家庭だけではなくて事業者の個人の、事業者が直接持ち込んで来たりするものもありますので、その中からどれだけ事業者の分がリサイクルできたかというような把握というのもちよっと困難なところもございまして、そういうことで事業系の分についてのリサイクル率というのは出しておりません。ただ、先ほどありましたように全体のリサイクル率の中には事業系の分も含まれるというのが実態でございます。

○委員（宮内 博君）

本市のリサイクル率は県の平均、全国の平均よりも低いというのは事実としてあるわけですので、そこをどう引き上げていくのかという思いは一緒だろうと思えますよね。それで、もちろん生ごみなどのリサイクルというのもこれから取り組んでいくというようなことですが、やはり事業系の中の分ももう少し見ておく必要があるんじゃないのかなと思いますので、そのところは要請をしておきたいと思えます。

○委員（中村満雄君）

この表の資源化量を増やそうとかそういったことが今後の課題としてなっていますが、この搬入量

合計と排出量，要は資源化量というのは，この数字が異なるというのは，1年間ですからほぼ同じに何でならないのか。右側が多いのもあるし。ちょっと説明してください。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

理由はいくつかありますが，その一つといたしまして，この中間処理業務の中で再分別作業をするときに，リサイクル資源ごみとして利用できないものも含まれておりまして，それらを除去すると数値が搬出量のほうが減るものもありますし，あるいは搬出されたものに水分が含まれていて，それを搬出するときは水分がなくなるから軽くなるとかそういうような理由が考えられます。

○委員（中村満雄君）

増えている分はどうなるんですか。例えば，蛍光灯は増えているとか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

これは，それぞれのごみごとにまとめて搬出する関係で，例えば年度末になりますと3月分を翌年度に回して搬出したりとか，そういう出す時のタイミングの関係で増えたりしているのもあれば，減ったりしているものもございます。

○委員（中村満雄君）

そのことは理解いたしました。先ほどちょっと出ていましたが，発泡スチロール，魚が入っているやつとか，家電が入っているとか，あるいは家庭で処分するときに非常に困ると。細かくちよん切ってそのごみ袋に入れるとかそういったことをしているのが非常に負担なんですけど，どこかにそれを持っていったらどんどん放り込んで，例えばスーパーの皿，あれはスーパーで回収する場所があって，我が家ではそこに持って行っているんですけど，そういった形でその箱が処分に困ると。貰うときは嬉しいんですが，中身を食べた後は困ると。その辺，何か方策はないでしょうか。

○廃棄物対策G長（山元辰実君）

発泡スチロール等，袋に入らない物は紐でくくって，紐は何でも構いませんので，可燃の日に出していただければ収集されますので，搬出をお願いいたします。

○委員長（時任英寛君）

今のところはちょっと確認をさせてください。発泡スチロールの収集業務については，今後，先ほどありました組成分析等の中で検討するというところで，現状においては収集形態は燃えるごみで出すということによろしいですね。

○生活環境部長（塩川剛君）

単に発泡スチロールでなくて，あくまで容器包装に関わる発泡スチロールについては容器包装リサイクル法に基づくリサイクルに取り組んでいただきたいということでございます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

○廃棄物対策G主査（松崎義美君）

先ほどの宮本議員からありました処分費用が掛かっているものについての事業名を申し上げます。ビン類等含めてその他プラも合わせて資源ごみ分別基準適合物再商品化事業ということになっております。それから，乾電池・蛍光灯につきましては，蛍光灯・乾電池処理事業という事業名になっております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時 8分」

「再開 午後 1時00分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。保健福祉部の所管事務調査に入る前に、先ほど調査を行いました生活環境部衛生施設課のほうから答弁がございますので、許可いたします。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

先ほどは大変失礼いたしました。先ほど1号炉、2号炉、2炉、敷根清掃センターにあるということでお話ししましたが、それぞれの稼働日数を教えてくれということで、あと2炉運転をしたのは何日かという御質問でした。それにつきまして、1号炉につきましては246日間、そして2号炉が251日間稼働いたしました。その中で、2炉同時に稼働した日数は150日間でございます。そして2炉共止めて整備をした日数が18日間ございますので、差し引き197日間を片炉で運転したということになっております。以上でございます。

○委員長（時任英寛君）

それでは、引き続き保健福祉部関係の所管事務調査に入りたいと思います。はじめに、乳幼児医療費等の助成補助金制度についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

乳幼児医療費等の助成補助金制度について御説明いたします。現在3とおりの方式がございまして、1番目が現物給付方式、2番目が自動償還方式、こちらのほうが霧島市においては子ども医療費助成事業、これは乳幼児の時期の助成事業を含んでおりますので、25年の10月から小・中学校まで拡充した事業でございます。3番目が償還方式と言われる医療費の払い方、助成の仕方です。こちらについては現在霧島市のひとり親医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業がこのような償還の方式を取っております。現物給付方式から御説明いたしますと、簡単に言うと受診者が医療機関の窓口に医療費を支払わないですむ制度ということになっておりまして、受診者は受診を病院でしますけれども、その後病院・国保連・市町村のほうに診療報酬情報がいきまして、市町村から国保連を通して病院に支払いがされるということです。医療機関の窓口では受給者証、保険証の整理のみをします。ただ県外の医療機関の受診分については窓口申請の必要があるということでございます。次の自動償還方式につきましては受診者は医療機関で一旦医療費を支払いますが、約2か月後に市が自己負担分を助成するという制度です。この自動償還方式の自動の部分ですけれども、これは特に申請というものを市にしなくても受診した情報が市のほうにまいりますので、それに基づきまして受診者のほうに医療費助成を行います。25年度の10月から小・中学生のほうに拡充いたしまして2,000円を超える部分を助成しております。それから今年4月からは非課税世帯につきましては2,000円を外して、全額を助成するという仕組みにしております。こちら医療費の窓口では受診者証と保険証の提示のみ。県内の医療機関の場合は申請はいりません。ただし、県外の医療機関受診分は窓口申請、これは申請が必要ですよということでございます。それから一番下が償還方式で受診者にとっては受診した額が分かるような領収書の写しを市町村に出して、それに基づいて医療費を受診者に対して助成するとい

うような制度になっております。

○委員長（時任英寛君）

ただ今説明が終わりました。この乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費の助成事業における現物給付の方式の実施につきましては、本会議と一般質問等でも度々提案がされておりますし、また、委員会等でも所管事務調査等でも行われた経緯がございますので、詳細につきましては皆さん御理解いただいていると思っております。ただ今、現物給付方式、自動償還方式、償還方式、この3点の説明がございました。この説明につきまして、また今申し上げられました3医療費の助成制度につきまして質疑がございましたらお受けしたいと思っております。質疑はありませんか。

○委員（宮本明彦君）

この現物給付方式と自動償還方式、市が関わる手間と言ったらどんな差がありますか。

○子育て支援課主幹（竹下里美君）

まず、自動償還方式につきましては、一旦、この表にありますとおり病院から国保連合会に審査報酬の情報が行くんですけども、そのあと市町村にそのデータ等がきまして、そのデータを元にうちのほうで確認をしまして、それぞれの受給者に対して医療費を払います。現物給付方式になりますと、その病院からの国保連合会に診療報酬の情報などがいって、国保連合会から市のほうにそのデータがいくんですけども、今度は市はまとまった金額を国保連合会のほうにお金を支払いますので、それぞれの個人への医療費の支払いはなくなります。その分での手間が若干違ってはくるかと思っております。

○委員（宮内 博君）

もう既に市長会ではその現物給付方式への移行を要請しているという経過があるのですが、これはもう随分前じゃないのかなと思うんですけど、その経過とそれからそれを提出する上での執行部のほうの中の検討といいますか、そういう経過を少し紹介してもらえませんか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

いつからというのはちょっとはっきり今手元にはございませんけれども、毎年本当に県内の市全体としての要望ということで上げているところがございます。仕組みといたしまして、単独でやるにはかえって医療機関とか受診者を混乱させる制度なものですから、県という大きなくりでやっていただきたいというような要望でありまして、そういった形である代表する市がこういう要望を上げるというのを全体で確認した上で、霧島市も賛同して同じような要望に上げさせてほしいというようなことを毎年確認しながらやっているところでございます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

部内での議論ということでございますが、今課長からもありましたように、この現物給付化というのは市にとっても市民の皆さまの医療費に、特に子育て中の皆さまの負担軽減という意味からは、結果は今の自動償還払いと一緒になんですけれども、窓口でお金を払わなくて済むということから非常に効果的だということから、県の市長会でも全市賛同しまして要望書を出しているところでございます。また、県下の19市と2つのまち、屋久島町と長島町なんですけど、合計21の市・町で構成される福祉事務所を設置している所長会というのがございまして、その中でも毎年のようにこの議論はしております。ただ、平成25年の県議会でも松崎真琴議員の質問に対して、やはり診療費の控除、増加に繋がったり、現物給付をするためには国民健康保険の負担金のペナルティというような問題もあって、今のところは現行のとおり、つまり現物給付は考えていないというような答弁もございまして、現場であ

る市・町としては県の態度といたしますか、県が助成されて成り立っている制度でもございますので、まずは市町村が一致して県に働きかけていこうという議論はしているところでございます。

○委員（中村満雄君）

この診療報酬というのは、病院で診療を受けた方というのはお子さんだけでなく、普通の人はみんないらっしゃいますよね、当然、その病院から全てのデータがいきますよね。当然、そのデータは全て霧島市にくるんですか、霧島市に住民票をお持ちの方の場合は。いかがでしょう。当然来ますね。その中から、このような条件に、今、現物給付は実現してないわけですがけれども、自動償還方式の場合には、診療報酬の報告がきたその中から条件に合致したその案件を引っ張り出して、そして対象の方へ助成する、そういったことでいいですか。

○子育て支援課主幹（竹下里美君）

議員が言われたとおりなんですけれども、子どもの受給者証がありますので、病院のほうにそれを出すとその対象者というのが分かって、そこで診療報酬の中の内容は分かるので、そこで判別して支払いをこちらのほうにする形になります。

○委員（中村満雄君）

今その病院に出すのではなくて、この自動償還方式の場合、受診者が受診する時は保険証とかそういったものを出すだけであって、国保連から届いてきたデータの中にお住まい・住所・年齢とかそういったものがある。それと、霧島市が助成すべき条件というのはあるはずですから、それと照らし合わせた上で、この方は病気の診療を受けた方には助成する、そういったことでよろしいですよ。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

委員おっしゃるとおりです。登録者があって、データの情報が 있습니다。そして登録者の医療費について助成するというような委員おっしゃるとおりでございます。

○委員（宮本明彦君）

償還方式がありますよね。ひとり親医療費助成事業、これは、対象はほぼ一緒といたらいいのか、例えば6歳未満だったら一緒ということですよ。自動償還方式と。出る財布が違うからこういった二つのやり方をせざるを得ないということなんだろうけども、万一、現物給付の方式になってもやはりこのひとり親、それから重度心身障害者医療費助成事業、これはこの償還方式で固定されるということになるのでしょうか。要は他県の例をみたらということになると思うんですけども。

○委員長（時任英寛君）

ここで暫く休憩します。

「休憩 午後 1時17分」

「再開 午後 1時18分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

全体が現物給付になれば、今細かく分かれていますけれども、こういったものも現物給付というものの中に入っていき、一つになるという考え方でいいと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回は意見書の対象として子ども医療費、ひとり親医療費助成、重度心身障害者医療費助成という

ものを考えていただいているんですけれども、この中で、重度心身障害者医療費助成事業はやはりを実施している県も、都道府県によっては実施しないところもありまして、子ども医療費はほとんどの都道府県がしていると思うんですけれども、やはりそういう観点では重心だけは全く自動償還という対象にしているのかというのはちょっと今のところは不明でございます。なので、我々、福祉事務所長会、市長会のほうでも、まずは子ども医療費の現物給付をお願いし、現在、自動償還でないひとり親医療費助成事業、それから重度心身障害者医療費助成事業はまずは手続きの簡単な自動償還にしていきたいという形で要望はしているところです。

○委員（植山利博君）

では、ひとり親医療費助成事業と重度心身障害者医療費助成事業の対象者を説明してもらったほうがみんなが分かるのかなと思うのですが。

○子育て支援課主幹（竹下里美君）

では、ひとり親家庭医療費の対象者のほうを説明させていただきます。対象者は一人親家庭の父又は母及び児童、それと父母のいない児童等になります。児童は18歳に達する年の最初の3月31日までの者となっております。ただ、心身に概ね重度以上の障害とかがある場合には20歳未満となっております。そしてひとり親家庭医療については、重度心身障害者医療の助成を受けている方は除かれることとなります。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

重度心身障害者医療費助成のほうを申しますと、身体障害者手帳の1級また2級を所持している方、それと療育手帳、知的障害ですけれども、A1、A2のいずれかの所持をしているか、もしくは発達障害の関係で発達指数35以下の判定者の方です。それに併せまして、身体障害者手帳の3級と療育手帳のB1。このB1に発達指数50以下の判定者を含めまして、療育手帳のB1と身体障害者手帳3級を合わせ持っている方を対象としております。これが対象者でありまして、この方々が登録をいただいている方ということでございます。

○委員（植山利博君）

だから、ここの区分けをしっかりとしないと、子供たちだけなのか、20歳までの方なのか、高校3年生までかということになるわけですよ。だから、部長が先ほど答弁された、まずは子供の今回くりのある自動償還方式のところを現物給付というところを考えているということでしたけれども、その根拠は何ですか。現物給付方式は、できるだけ早くしてほしいというのがさっきの21市の思いというかな願いなわけですよ。県にそういう方向でお願いをして、働きかけをしているところまでは理解していますよね。県はやはりそうすると医療費の増につながる、安易な受診が増えるということと、それからもう一つはさっきおっしゃった二つの理由でしぶっていると。だけど、とりあえず子ども医療費助成事業、乳幼児医療については現物支給でぜひ近いうちに進めたいという意向があるんだけど、今現実に一人親医療費と重度心身障害者医療費事業は償還方式でやっているわけだから、取りあえずはその次のステップとして自動償還払いにして、将来的にはその現物給付というような段取りを考えているということじゃないんですか。そういうことなんでしょう。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

ちょっとここの部分が難しいところがございますけれども、まずは重度心身障害者の医療のほうを申しますと、通常、障害を持っている方が障害の部位のために治療等を行う場合は障害の医療という

ことになるんですけども、この場合は、風邪をひいても、ちょっとした怪我でもこの方は医療を受ければ全額返ってくる制度でございまして、国保連等との今後、引き続き手続をやっていく際に手数料等の発生もございまして、医療費プラスそういう費用が掛かるということで、まず、いろいろ考えている点がございまして、それと、今の方式で完全に全額何でも補助するのがいいのか。それとも今ほかの制度等でございまして2,000円とか3,000円の上限を設けたほうがいいのかといろいろ議論がございまして、その段階で取りあえずは同じやる方法なら国保連等全部整理した結果、自動償還の方式まではいけるという判断でございまして、ただ現物給付の方法は県が完全にこの制度と合わないということで拒否しているところですので、そこまではまだ考えてはいないところです。

○委員（植山利博君）

だから、医療費の抑制という観点からデリケートな部分があるということだろうと思うんです。県は正にそこを言っているわけだから。行きやすくなると。そうするとコンビニ受診というんですか、よく言われるけどそういう例が増えるから医療費がますます増加するんじゃないかと。それと国保のペナルティということを言われるわけですけども、国保のペナルティについても1回その内容を少し説明ください。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

県から乳幼児医療に関してなんですけれども、この方式を乳幼児医療の部分の県からの補助というのがございまして、この部分が大体5,200万円歳入としてこの事業に入ってまいります。この部分についていわゆる現物給付的な方式に変えると、それを出すかどうか、現物給付を導入する市町村に対して調整することは現時点では考えておりませんというような県議会での答弁がございまして。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

やはりこれも県の議会の答弁ですが、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額されるため、県だけでなく市町村及び国保保険者の影響が予想されるということということで県では説明をされております。具体的に、それでは、幾らカットされるのかというのはちょっと私どもでは把握しておりません。

○委員（植山利博君）

しかし、非常にそのペナルティのリアリティがないという実感があるわけですよ。曖昧だと。それと、九州では沖縄と鹿児島のみということですけども、全国では7県のみなんですよね。その辺について現実にリアリティのあるペナルティがあったかどうかということについては、他県については確認されていますか。そのような事例を確認されたかどうか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

現実に、例えば都道府県の補助があった部分を各都道府県でカットしたのか、国保の国庫負担金がカットされたのか、それはちょっと調べておりません。

○委員（宮内 博君）

先ほど部長のほうの答弁の中で、全国47都道府県の中で様々な方式を導入していると。子ども医療費については40都道府県が現物給付方式ということだけれども、一人親家庭、重度身体障害者の助成の関係ではそれぞれ現物にしているところとしてないところとあるということで、取りあえずはその一人親家庭と重度心身障害者の関係については自動償還方式のほうをまずやっていただきたいということで要請しているという話でしたが、すべて現物給付しているのが47都道府県の中でどれくら

いになっているんですか。そこは分かりますか。

○子育て支援課主幹(竹下里美君)

現在のところちょっと数字は押さえておりません。

○委員(植山利博君)

先ほど課長の答弁で、重度心身障害者医療費助成事業は風邪でも全額補助するんだということです。だから、それを現物給付にした場合は医療費の増加につながるのではないかという懸念があるということですが、この償還方式だから障がい者の方々、もしくは一人親の方々が受診を制限、抑制、自らがされているというような傾向にあるというようなデータなり、認識なりがあるものですか。私が言いたいのは、現物給付になると全額補助だから、更に受診が高まる機会が多くなって利用費が増える可能性があるというような旨の発言だったと思うんですけれども、逆に言えば、今償還方式だから例えばちょっとした風邪とか、ちょっとした傷病で安易に病院を受診しているというような傾向がある、抑え込まれているというような実態、もしくは傾向があるという認識はありますか。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

認識と申しますか、償還方式だから押さえられているとは思っていません。少し先の話とは若干ズレがあるかもしれませんが。ただ、先ほど申しました中で今委員がおっしゃったように、何でも障害とは関係ない簡単な治療等でも出るということですので、方法論といたしまして、上限設定を設けたりとかいう部分も考えながらということも含めまして先ほどの答弁ということになっておりまして、現実には償還方式をしている中で減っているというより、本人さんが「私は登録をしなくてもいいです」という方もいらっしゃると思いますので、全員の方が何でも病院に行って補助を受けているということではございませんので、そこのところは御理解いただきたいと思います。

○委員(植山利博君)

もう1回確認を。上限を設けると今言われましたけれども、例えば今現行の子ども医療費、乳幼児医療費に2,000円を超える部分について全部補助しますよ。ただ2,000円までの分は自己負担をお願いしますよというような意味にという理解でいいんですか。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

そのとおりでございます。

○委員(宮本明彦君)

疑問がいろいろあります。まず、なぜ国保連を通すのかというところをちょっと御説明いただいていいですか。

○委員長(時任英寛君)

ここで暫く休憩します。

「休憩 午後 1時34分」

「再開 午後 1時35分」

○委員長(時任英寛君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部長(花堂 誠君)

まず、医療費の仕組みなんですけど、やはりここから始めないといけないと思いますが、我々、普通一般的に社会保険あるいは国保に入っている方は保険証を提示して医療機関で受診して

自分の負担部分だけ3割払えばいいわけです。あとの7割はどこから来るかというと保険者です。その保険者は国保の場合、市町村、我々の場合は共済組合とか、それから会社であれば社会報酬支払基金とかいろいろあって、そういう医療機関で受診された方々の一部負担を除く部分を病院医療機関に払うという行為があるわけです。それを社会保険なら社会保険診療支払基金、国保なら国保連合会というのが受け持って、各医療機関から請求書、いわゆるレセプトが来るわけです。大体診療の月から2か月遅れです。その取りまとめをしてもらうところがないと、この子ども医療費については、「あ、これは子ども医療費のレセプトなんだ、請求書なんだ」と。それを理解して、国保連合会が社会報酬支払基金なんかなんかの分も全部取りまとめて各市町村に、この人は2か月前にこういう子どもさんの医療費がかかりましたよというのが全部自動でくるわけですね。それを元に市町村は今のところ自動償還払いですので、各世帯にその額を振り込んでいくという作業になります。ただ、国保連合会にはその分手数料を支払うということになります。

○委員（宮本明彦君）

先ほど医療費助成の上限を設けているというお話がありましたけれども、今の状態、要は小・中学生2,000円を超えるものというのがありますよね。その2,000円を超えるものというシステムがありながら、現物給付というところには簡単に移行できないんじゃないかなと思うんですけども、1回1回払うわけですから、何か2,000円を引いたのが返ってくるという形になるのかもしれませんが、ちょっとその辺は頭の中で整理されているんでしょうけれども、システム上は。それは今の2,000円を超えるものというものがあってもすぐに現物給付にいけるものなのかどうなのかというのをちょっと聞かせてください。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

現物給付になると、この2,000円というのは霧島市の制度として2,000円というような額で決めているだけのことであります。私どもが考える県全体が現物給付になった場合は、その2,000円というところは特に出でこないと思っております。いわゆる全額給付のほうに制度が一つになるのではないかと。それか県がある仕組みとしてそういう負担を求めるような形にするとそういうことになるのかもしれませんが、今のところは霧島市として2,000円の負担はお願いしているということですので、現物給付ではそれもなくなるとは思っています。

○委員（宮本明彦君）

ただ、ほかの方法で県に支払うかもしれないということですか。

○委員長（時任英寛君）

ちょっと確認させてください。今の課長の答弁によりますと、2,000円という上限額を決めて医療費助成している本市のこの制度が、県が現物給付に取り組めばここはなくなると。ということは、市としての一つの施策としての子ども医療費の政策があるわけですね。今の答弁でいきますとその政策というのは後退してしまうというか、全額負担になればいいわけですが、内容によっては異なってくると、このように理解していいわけですか。だから県がそこを決めるということですか。ここで暫く休憩します。

「休憩 午後 1時40分」

「再開 午後 1時46分」

○委員長（時任英寛君）

再開します。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費の助成事業における現物給付方式の実施についての質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

「休憩 午後 1時47分」

「再開 午後 1時51分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、危険ドラッグ、脱法ハーブの根絶に向けた総合的な対策の強化についての所管事務調査を行いたいと思います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回の危険ドラッグ（脱法ハーブ）という資料をお配りしていると思いますが、基本的に所管が保健福祉部であるということはまだ事務事業調整の中でも全くしていませんので、勉強会ということで薬物、薬務ということから薬剤師等も所管しておりますので全くそういう観点からお聞きいただければと思います。資料の1ページを御覧ください。これは繰り返し確認になると思います。危険ドラッグとはということで法的に明確な定義はないと。ただ、麻薬や覚せい剤などの規制薬物と類似する薬害性が疑われる物質である。これを使用すると意識障害・嘔吐・痙攣・呼吸困難等の症状を引き起こしかねないため大変有害な物質であると。すでに皆さん御存知のとおりよく聞いておりましたのは脱法ハーブということで、いかにも法を抜けるという意味で合法的な意味合いに聞こえていました。それは私も感じていたところです。ただ昨今この危険ドラッグなるものを吸引等して、車の運転をしたりして死亡事故につながったり、非常に悲惨な状態が続いておまして、警視庁と厚労省が新たな統一名称を公募した中から危険ドラッグということに決められたということでございます。形は様々なものがありますけれど、インターネットサイトとか店舗とかでお香、ハーブとかで売られています。我々の認識としては以上のようなことございまして、もちろん使用してはならない物であり、使用した場合には他人にも善良な市民の方にもいろんな危害を及ぼす可能性があるということです。ただ、この危険ドラッグについては一自治体の問題ではなくて、国・県レベルでの対策が必要であると認識しておりまして休憩中に中村委員のほうからもありました、現在の情報では7都道府県、私が知っている時点では東京・大阪・愛知など6都道府県が導入して、石川県でも9月議会に県が条例案を出すというようなことをしているようです。やはり県レベルでないとの市町村でも関係のあることでもありますし、やはり所持等の違反等があった場合には罰則というものも考えられます。そうすると県レベルの警察というものとの関連もありますので、一市町村では条例化とかは難しいのではないかと考えております。以上が私の見解でございます。

○委員長（時任英寛君）

一応、執行部の認識している部分についての見解が述べられました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時53分」

「再開 午後 2時10分」

○委員長（時任英寛君）

再開します。危険ドラッグ根絶に向けた総合的な対策の強化についての説明を頂きましたが、説明をもって所管事務調査を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時11分」

「再開 午後 2時15分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。本日の所管事務調査でありました件、または前回の委員会で御議論いただきました件につきまして、今後の取り扱いについて御意見を頂きたいと思えます。まずは、陳情第7号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書についての意見書についてを議題とします。意見書の内容について精査を行いたいと思えます。

[意見書の内容について精査を行う]

次に、乳幼児医療費等の助成事業について県に対して意見書を提出したいと思えます。これについて御異議ございませんか

[「なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。

○委員（植山利博君）

ただこの意見書をどういう形で、今ここに示されている案、これは知事への意見書ということなんでしょうけれども、これをこのまま当委員会、そして更には霧島市議会から出すのか、少しこの内容を精査、手直しをするのか、そこを少し議論していただきたいと思えます。

○委員長（時任英寛君）

意見書提出につきましては、御異議なしということでございました。まずはその意見書案の中身についてを議題といたしたいと思えます。この内容について御意見ございましたら補足・削除・御意見等寄せていただきたいと思えます。

[意見書の内容について精査を行う]

陳情第7号、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書」について及び乳幼児医療費等の助成補助金制度についての意見書については、ただいま精査したとおりの案でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それではそのようにいたします。字句や言い回しなど調整については委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それではそのようにいたします。また本会議での趣旨説明は委員長がしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それではそのようにいたします。意見書を議提として提出しますので、この陳情の委員長報告はありませんので御了承下さい。引き続き危険ドラッグについてはどうされますか。必要であればこの勉強会という形で警察の担当の方を呼んで勉強会をしてもいいですね。

○委員（植山利博君）

もう少し様子を見ましょうか。

○委員長（時任英寛君）

それでは、危険ドラッグについては今後また調査をするということにいたします。

敷根清掃センター・天降川リサイクルセンター・山崎紙源の所管事務を行いました。委員長報告

についてはどう取扱いしましょうか。

○委員（植山利博君）

今回はしなくていいのではないですか。

○委員長（時任英寛君）

それでは本日の内容の整理をします。霧島市敷根清掃センター、天降川リサイクルセンター及び山崎紙源センターについては、まだ調査事項があるということで閉会中も継続し調査を実施するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、継続審査といたします。乳幼児医療費等の助成補助金制度につきましては、先ほど意見書を出すということでお諮りして全会一致で異議なしとなりましたので、提案理由は意見書を出しますので所管事務調査の報告はなしです。陳情第7号の意見書につきましては、先ほど皆さんに御審議をいただいた形での提案理由の説明をさせていただきました。よって本会議においてはみなし採択という取り扱いがなされると思いますのでよろしくお願いいたします。そのほか皆様方から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時00分」

「再開 午後 3時01分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。干潟の水質調査については今後潮目を見て、執行部と協議をし、現地調査の計画をし、設定したいと思います。それとごみ問題に関わる部分、それと公立病院改革プランが平成26年度中に策定ということで、保健福祉部長からは、今、医師会医療センター執行部と2回はその件について協議をいたしておりますという報告を受けました。26年度に策定をしなければならぬということになっておりますけれども、これについては策定されてから所管事務調査をせざるを得ないと思います。一応、今申し上げたごみの件と水質調査の件、それとあと環境福祉常任会に関わる保健福祉部及び生活環境部の所管に関わる調査事項についてを閉会中の所管事務調査として項目を上げておきたいと思っております。これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで本日の日程は全て終了いたしました。以上で環境福祉常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 3時 5分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 時任英寛